

松江市ガス事業譲渡に関する
選定基準

令和6年10月

松江市

目次

1. 選定基準の位置づけ.....	1
2. 最優秀提案者選定の方法.....	1
(1) 選定方法の概要	1
(2) 審査体制	1
3. 審査の手順	2
(1) 資格審査	2
(2) 提案審査	2
4. 第一次審査（資格審査）	3
5. 第二次審査（提案審査）	3
(1) 提案審査	3
(2) 提案審査における審査基準	3
(3) 最優秀提案者等の選定	3
6. 優先交渉権者等の決定.....	3

1. 選定基準の位置づけ

松江市ガス事業譲渡に関する選定基準（以下「本選定基準」という。）は、松江市（以下「本市」という。）が、本公募における優先交渉権者を決定するに当たって、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、最優秀提案者を選定するための方法、審査手順及び審査項目等を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

2. 最優秀提案者選定の方法

(1) 選定方法の概要

本事業譲渡の目的・理念は「本市における都市ガス事業が将来にわたり健全に継続されることを基本に、民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること」であり、価格のみによる競争入札には適さず、応募者が有する事業能力やノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要である。

このため、最優秀提案者の選定に当たっては、応募者等が募集要項に規定する参加資格を有しており、かつ、応募者等の提案内容が、募集要項に規定する要件を満足することを前提として、譲受価格に関する提案額に加えて、提案内容等について妥当性及び確実性を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行う。

最優秀提案者の選定は、参加資格基準の充足について審査を行う「第一次審査」と、競争的対話を踏まえて提出された具体的な提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

提案書類では、応募者等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。また、選定委員会に対しては、提案書類に係る応募者等の名称は通知しない。

(2) 審査体制

本市は本公募における最優秀提案者を公平かつ公正に選定するため、松江市ガス事業譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

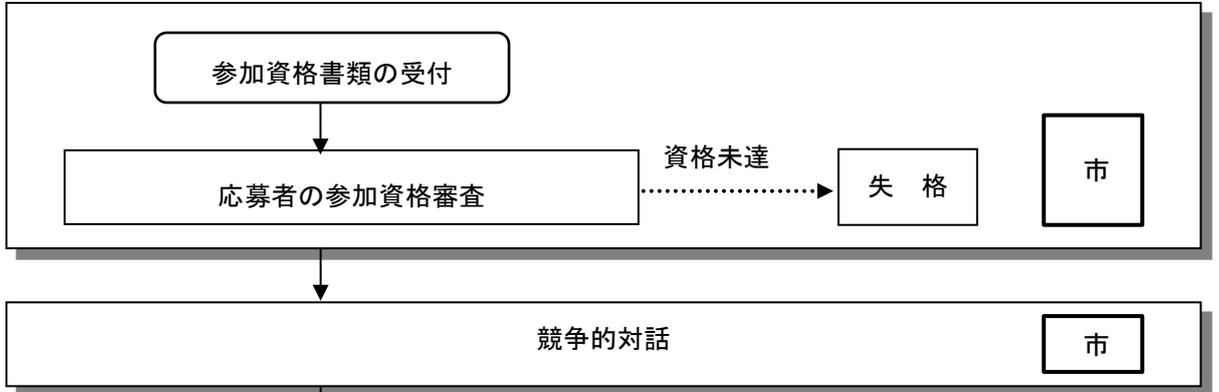
選定委員会の構成は募集要項に記載のとおりである。

本市は、選定委員会における最優秀提案者の選定のための審査結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

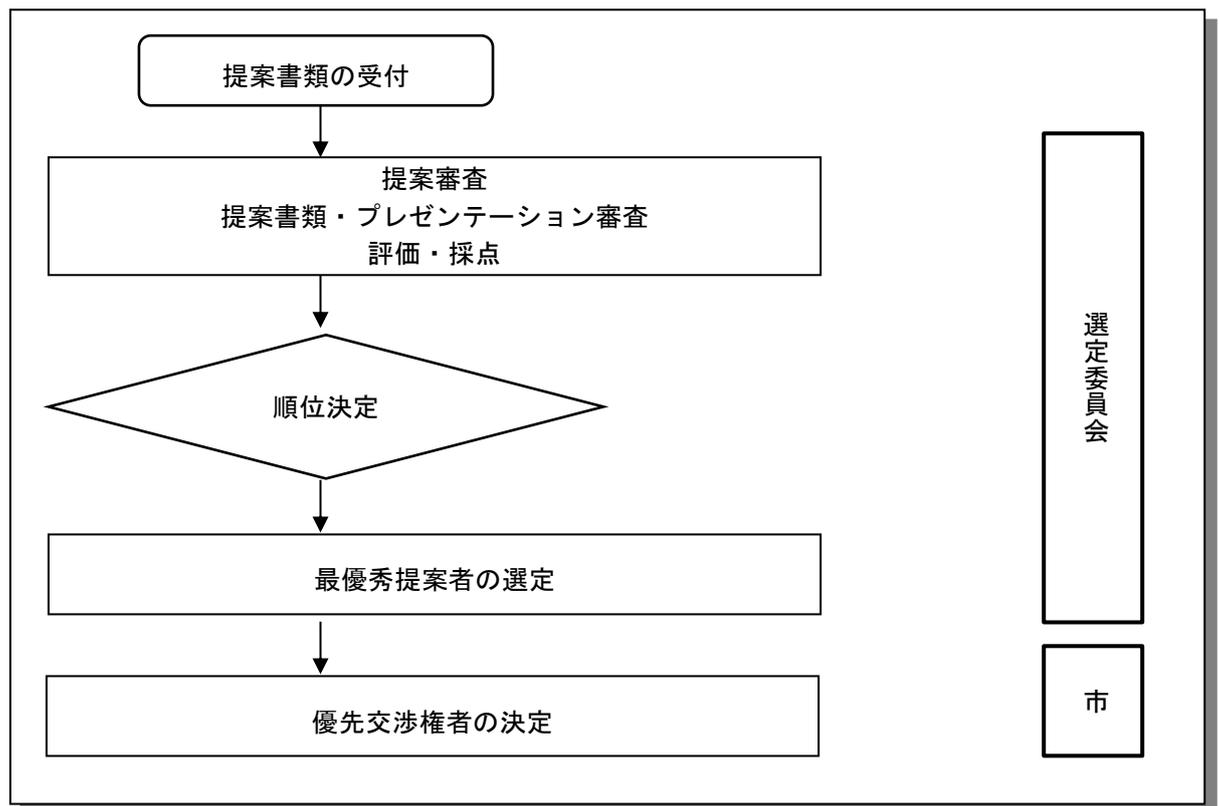
3. 審査の手順

審査の手順は以下のとおりである。

(1) 資格審査



(2) 提案審査



4. 第一次審査（資格審査）

第一次審査は、資格審査を行う。

本市は、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、募集要項に示す参加資格基準を充足しているか審査を行う。これは、形式的な審査であることから、選定委員会の開催を経ることなく、事務局によって行い、その結果を選定委員会へ報告する。

5. 第二次審査（提案審査）

第二次審査では、第二次審査参加者の中から、最優秀提案者及び次点優秀提案者の選定を行う。

(1) 提案審査

本市との競争的対話を経たうえで第二次審査参加者が提案する具体的な目標及び計画並びに個別の施策の適切性、また、それらの実現可能性について審査を行う。

選定委員会における審査では、提案書類を審査するとともに、選定委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。提案書類は、提案要領に示す様式に基づき作成する。

(2) 提案審査における審査基準

提案審査書類における提案項目、審査の視点、対応する様式及び配点は、別表1「第二次審査（提案審査）審査基準」に記載のとおりである。

(3) 最優秀提案者等の選定

選定委員会は、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を最優秀提案者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点優秀提案者とする。

6. 優先交渉権者等の決定

本市は、選定委員会から受けた最優秀提案者及び次点優秀提案者の報告をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点優秀提案者を次点交渉権者とする。

別表1 第二次審査（提案審査）審査基準

評価項目	評価項目の詳細	二次審査 様式	配点	
1. 全体計画の評価	経営理念、ビジョン、経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> 松江市ガス事業民営化基本方針、募集要項、本市の考え等を理解した提案がなされているか。 事業譲渡の目的を踏まえ、現在のガス事業を取り巻く環境を意識した経営理念・ビジョンとなっており、それを達成するための具体的な経営戦略が示されているか。 	様式 2	10
	事業リスクに対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ガス事業において想定される具体的なリスクが認識されており、これに対する対応策が示されているか。 リスク対応策は具体的かつ現実的で、提示している人員体制等での対応が可能であるか。 人口減少等に伴う事業環境の変化等のリスク顕在時の事業継続措置施策が具体的かつ効果的な提案となっているか。 コンプライアンスに対する考え方が適切であるか。 	様式 3	
	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な推進が期待できる具体的な体制・人員配置が構築されているか。 本市内に年間を通じて市民からの問合せに対応出来る窓口等の配置が計画されており、適切な体制や配置人員が示されているか。 ㈱松江ガスサービスの活用方策や委託の継続及び現社員の雇用確保の方策が具体的に示されているか。 	様式 4	
	人員構成・採用計画・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 事業統括責任者、必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込める採用計画・人材育成計画となっているか。 採用する人材の専門性・分野に関する考え方に基づいた、適切な人員数が確保できる採用計画が示されているか。 地元からの採用を見込んだ計画となっているか。 人材育成プログラムが計画されており、実行性も見出せるか。 本市からの職員派遣受け入れや配置の考え方が示されており、実現性の高い提案となっているか。 	様式 5	
	事業開始までの体制及び計画	<ul style="list-style-type: none"> 基本協定締結から事業開始までの具体的な手順、スケジュールが示されているか。 事業開始までの人員体制や引継計画は適切であるか。 事業開始までの引継期間中におけるお客さまへの周知方法等が示されているか。 	様式 6	
本市との連携方針	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に当たって必要となる本市との連携に関する方針が具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 	様式 7		
2. 地域社会・地域経済への貢献	地元のガス関係事業者等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 工事業者の承認制度を継続し、現承認工事業者等が継続して事業が行えるような考え方や活用方法が具体的に示されているか。 承認工事業者等が技術向上をするために必要な講習等の計画が示されており、実行性も見出せるか。 旧簡易ガス事業及びLPガス事業の現委託先への委託継続について、具体的な考え方が示されているか。 現在の検針業務委託先（個人、法人）への委託継続について、具体的な考え方が示されているか。 	様式 8	17
	地域雇用の維持・拡大についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ガス関係事業者以外の地元事業者の活用の考え方が示されているか。 委託業務等を通じて地域雇用の維持するための考え方が示されているか。 	様式 9	
	地域経済への貢献の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 地元事業者からの調達方法が具体的に示されているか。 新サービスの創出や営業活動を通じた地域雇用の拡大の考え方や可能性が示されているか。 	様式 10	
	地域社会への貢献の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ガス事業以外にも、地域社会へ貢献する取り組みが示されているか。 	様式 11	
3. 保安体制・維持管理計画の評価	安定供給確保（原料調達、ガス製造）の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 安定した供給の確保（原料の調達、LNGサテライト設備の運用等）に関する具体的な提案がなされているか。 	様式 12	15
	供給保安管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 供給保安管理体制（人員の配置等）が現状と同レベル以上であるか。 供給保安管理計画が現状と同レベル以上であるか。 設備のメンテナンス体制は適切であるか。 	様式 13	
	需要家保安管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 需要家保安に対する基本的な考え方が適切であるか。 当直体制時の需要家に対する対応方法が具体的に示されているか。 内管検査、消費機器調査等の需要家保安に対する考え方が適切であるか。 安全な機器の利用や取替促進等について具体的な提案がなされているか。 	様式 14	
	緊急保安体制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に迅速に対応できる体制（宿日直体制・緊急時出動体制）が示されているか。 緊急時出動体制において、工事施工者を含めた体制組立ての考え方が示されているか。 	様式 15	
	災害時の保安体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の実施体制・対応策が具体的に示されているか。 災害時等において、ガス供給停止の基準が適切であるか。 	様式 16	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス供給停止の体制（緊急停止判断者、連絡方法等）が明確に示されているか。 ・ 災害発生時の地方公共団体等との連携方法の考え方が示されているか。 		
	経年管更新計画及び本支管耐震化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年管について適切な更新計画が示されているか。 ・ 導管耐震化計画が明確に示されているか。 	様式 17	
	工事実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な供給を阻害しない方策が具体的に提案されているか。 ・ 工事発注から工事実施までの具体的なフローが示されているか。 ・ 本市の公共工事との連携の考え方が具体的に示されているか。 ・ 工事現場での安全確保方法が適切であるか。 	様式 18	
4. 顧客サービスの評価	料金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金水準及び料金メニューを維持する年限が明確に示されており、利用者にとって適切な料金水準となっているか。 ・ 将来にわたって安定した料金計画となっており、必要な設備更新等に対応できる収入レベルを維持できているか。 ・ 値上げを想定する場合の根拠や市民に対する説明方法等が具体的に示されているか。 ・ 本市の地域特性を踏まえた料金メニューが示されているか。 	様式 19	18
	営業計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を継続するための営業計画が示されているか。 ・ 需要拡大やコスト削減等の効率化に関する具体的な提案が示されているか。 ・ ガス事業を取り巻く環境を踏まえた具体的な営業拡販計画が示されているか。 ・ 電力・ガス小売自由化や他のエネルギーとの競合に対応する営業戦略等が示されているか。 	様式 20	
	顧客サービスの考え方	<p>【ガス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市内にショールーム又はお客様窓口等を設置する場合の活用方法（ショールーム及びお客様窓口の具体的な役割や業務、設置することによる効果）について適切に示されているか。 ・ 本市ガス局及び本市ガス局子会社が現在実施しているサービスの取扱いについて示されているか。 ・ 器具販売、修理対応方法について具体的な提案が行われており、お客様の利便性を的確に反映させることができる提案がなされているか。 ・ 料金収納方法について利用者ニーズに合わせた対応がなされているか。 ・ 料金収納、開閉栓、メーター取替、検針等を通じたお客様への営業、意見の徴収、問題点の早期発見に関する具体的な取り組みなど、お客様との接点業務の展開が示されているか。 ・ 民間ならではの創意工夫を活かしたサービスの提案が示されているか。 ・ お客さまの利便性が向上するサービスの提案が示されているか。 <p>【その他付帯サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化の恩恵が享受できるよう、公営企業では実現できなかった、ガス事業にとどまらない、生活インフラの質が向上するサービスの提案が示されているか。 	様式 21	
	苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な苦情内容に応じた対応方法が示されているか。 ・ 苦情対応結果をフィードバックできるシステムとなっているか。 	様式 22	
5. 経営計画の評価	資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画内容に沿った、具体的で実行可能性のある資金調達を計画しているか。 	様式 23	10
	利益計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的かつ妥当な算定根拠（営業計画、料金計画等）に基づいた、将来にわたって安定した利益計画となっているか。 	様式 24	
	予定貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた予定貸借対照表となっているか。 ・ 自己資本比率、流動比率、当座比率等、資本、資産に関する指標から安定性、安全性が確認できるか。 	様式 25	
	資金計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的かつ妥当な算定根拠に基づいた資金計画（キャッシュフロー）となっているか。 ・ キャッシュフロー状況が健全であり、設備投資、借入金返済に問題なく対応が可能であるか。 ・ 非常時に備えた資金が確保されているか。 	様式 26	
	設備投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備状況を踏まえた無理のない、実行可能性のある投資計画が示されているか。 ・ 利益計画、資金計画を踏まえた設備投資計画が示されているか。 	様式 27	
6. 譲受希望価格		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低譲渡価格を下回っていないか。 	様式 28	30